

ようこそ 海津市へ

がいこくじん
外国人のための

「くらしのガイド」



【手続き、毎日の生活、相談窓口、地震・台風・事故・犯罪・火事について】

◎『外国人のためのくらしのガイド』には、海津市に転入して来た人が必要な手続きや情報、相談のできる場所などを掲載しています。

◎外国語に対応していない相談機関もありますので、日本語を話す事ができる人と一緒に相談に行くか、電話をかけて頂くといいでしょう。

◎海津市の紹介

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽・長良川によって愛知県に隣接しています。東西方向は約13km、南北方向は約17kmであり、面積は112km²です。市の中央部を流れる揖斐川より東の地域は平地が広がり、それより西は養老山地とその裾野に広がる平地からなっています。気候は、冬季に「伊吹おろし」と呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受ける温暖な地域です。



【くらしのガイドに関する問い合わせ】

海津市役所 企画政策課

住所：〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515

TEL：0584-53-3194 / FAX：0584-53-2170

E-mail：kikakuseisaku@city.kaizu.lg.jp

1. 外国人登録

◆新規登録

日本に90日以上滞在する外国籍の人は、すべて外国人登録をしなければなりません。手続きは、居住地の市役所で本人が行います。ただし、16歳未満の人は同居の親族が代理申請します。
登録が行われると後日、外国人登録証明書が交付されますので、これを常に携帯してください。

◆変更登録

居住地を移転したときや在留期間、勤務場所など外国人登録証明書に記載されている事項が変更したときは、定められた期間内に市役所で変更登録をしなければなりません。他の市町村に居住地を移転したときは、14日以内に新しい居住地の市町村役場で変更登録をしてください。

※転入の手続きをすると、健康保険や子どもの学校など、必要な行政サービスを受けることができます。行政サービスを受けるためには必ず申請が必要です。

問い合わせ 市民課 TEL 55-0330

2. 保険

◆健康保険について

1年以上日本に住む資格を持つ人は、必ず健康保険に加入しなければなりません。病気やけがをしたとき、経済的負担を軽くするため、日ごろから保険税を出し合い、みんなで助け合う制度です。職場の健康保険とそれ以外の国民健康保険（国保）があります。職場の健康保険に加入していなければ、市役所で必要な手続きを行い国民健康保険（国保）に加入してください。

※病院の窓口で保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで受診することができます。

問い合わせ 市民課 TEL 55-0330

国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税を納めなければいけません。（収入の申告が必要です。）
納税通知書を送付しますので納めてください。

※海津市外へ転出（帰国）されるときは、必ず残りの税額を精算してください。

問い合わせ 税務課 TEL 53-1116

◆介護保険について

私たちの老後の大きな不安となっている介護を、社会全体で支えていこうという仕組みが介護保険制度です。
65歳以上の介護保険被保険者証の交付を受けた高齢者、または、40～64歳の医療保険加入者で、老化に起因する特定の疾病により介護が必要になったときに、市役所の窓口で申請し、介護の必要度について認定を受けると、介護サービスを利用することができます。申請方法や保険料、サービスの利用方法など、くわしくはお問い合わせください。

※外国人登録が行われていて、1年以上の長期にわたり滞在すると認められる場合に、介護保険被保険者証が交付されます。

問い合わせ 高齢福祉課 TEL 55-0332

◆福祉医療制度について

健康保険に加入している人が医療機関などにおいて受診したときに支払った医療費（保険診療による自己負担分）を助成する制度です。制度には「乳幼児等医療」、「母子・父子家庭医療」および「重度心身障がい者医療」があります。助成を受けるには手続きが必要です。くわしくはお問い合わせください。

（制度別対象者）

○乳幼児等医療

0歳から中学校3年生までの子ども。（15歳になって最初の3月31日まで）

○母子・父子家庭医療

母子（父子）家庭の母（父）並びに児童、または両親のいない児童で、18歳未満の児童（満18歳に達する最初の3月31日以前の人）を扶養している人。（※所得制限があります。）

○重度心身障がい者医療

1～3級の身体障害者手帳、またはA1・A2・B1の療育手帳、または戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）に該当する人で4級の身体障害者手帳または1・2級の精神障害者福祉手帳の交付を受けている人。（※所得制限があります。）

問い合わせ 障害福祉課 TEL 55-0333

3. 子どもの手続き

◆子ども手当について

中学校3年生以下の子どもを養育している人に、子ども手当を支給します。くわしくはお問い合わせください。（※所得制限はありません。）

○外国人登録が行われていても、次の人は該当しません。

- ・在留資格が短期滞在に該当する人（観光、保養、スポーツ、講習など）
- ・在留資格が興行に該当する人（演劇、演芸、演奏、スポーツなどの興行）
- ・その他在留期間が短く、在留の目的および状況から家庭・社会生活の本拠としての実質を備えていないと認められる場合

問い合わせ 福祉総務課 TEL 55-0331

◆児童扶養手当について

18歳までの子どもを養育している母や、母にかわって子どもを養育している人。子どもが、18歳になって最初の3月31日まで（3月生まれの場合は18歳になった3月まで）手当を受けることができます。お母さん、または子どもを養育している人（父親以外）が申請できます。支給には、所得制限、条件があります。平成22年8月より父子家庭にも支給されます。くわしくはお問い合わせください。（※所得制限があります。）

※児童が心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

問い合わせ 福祉総務課 TEL 55-0331

◆特別児童扶養手当について

障がいのある子ども（20歳未満）を養育している人に手当を支給しています。くわしくはお問い合わせください。（※所得制限があります。）

問い合わせ 障害福祉課 TEL 55-0333

◆保育園の入園について

保育園は、保護者が働いていたり、病気などのために、家庭で十分な保育ができない児童を保護者にならなくなって保育する施設です。くわしくはお問い合わせください。

◆幼稚園の入園について

幼稚園の園児募集は、毎年各幼稚園で行っています。各幼稚園に直接申し込んでください。

◆留守家庭児童教室（学童保育）について

児童の帰宅時、仕事などにより保護者および同居の家族が不在となる、おおむね10歳未満（小学生1年生から4年生まで）の児童に、放課後や土曜日、長期休業に留守家庭児童教室を開設しています。利用方法、料金など、くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ 子ども課 TEL 55-0334

◆小・中学校の転入学について

日本の義務教育は、小学校が6年、中学校が3年の9年間で、各学年は毎年4月に始まり翌年3月に終わります。子ども（6歳～15歳）が学校へ入学する場合や住所の異動があったときは、学校または学校教育課で手続きが必要です。

問い合わせ 学校教育課 TEL 55-2607

4. 健康・検診など

◆妊娠したら・・・妊娠し、医師の診察を受けて産まれる日がわかったら、妊娠届を出してください。

母子健康手帳と「妊婦健康診査受診票」（補助券）などをお渡しします。（申請には外国人登録証が必要です。）

◆予防接種・・・細菌やウイルスで重い病気にならないよう、予防するためにを行います。

（子ども）ポリオ、BCG、三種混合、二種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、インフルエンザ（高齢者：65歳以上）インフルエンザ

◆子どもの健診・・・子どもが元気に健康で生活しているかを見るためにを行います。

乳児健診、10ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、フッ素塗布

◆成人検診・・・病気にならないようにするため、検査します。

（検診の種類）住民検診、生活習慣病健診、肝炎ウイルス検診、骨検診、8020歯科健診、がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん）

※検診などの日程、場所についてはお問い合わせください。

問い合わせ 健康課 TEL 55-2606

◆障がい者の手帳について

身体、知的または精神に障害のある人に、いろいろな支援を受けやすくするために障害者手帳が交付されます。障害の内容によって手続きの方法が違います。なお、手帳の交付には外国人登録が必要です。くわしくはお問い合わせください

問い合わせ 身体・知的の障害 障害福祉課 TEL 55-0333
精神の障害 健康課 TEL 55-2606

5. 年金

外国人登録を行った人で、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。これは老後の生活を保障することが主な目的ですが、障がい者になったときの生活や加入者が死亡したときに遺族の生活を保障する役割も果たしています。また、日本で加入していた期間が短期で出国する場合には、脱退一時金を請求することができます。いずれの請求の場合もそれぞれ一定の受給条件を満たしていることが必要となりますので、くわしくはお問い合わせください。

※日本の会社、工場に勤めている人は、厚生年金保険に加入することになっていますので、市役所の国民年金加入手続きは不要です。厚生年金保険の加入手続きは、勤め先の会社が行いますので、会社にご相談ください。

問い合わせ 市民課 TEL 55-0330

6. 税金について

海津市の福祉、教育、防災、ごみ処理など様々な行政サービスは、市税によって行っております。日本国籍のない人でも一定の条件に該当する人には税金を納めていただくことになりますので、該当する人は納期限までに必ず納めてください。

(税金の種別)

◆個人住民税

毎年1月1日現在、海津市にお住まいの人は、市県民税を納めなければいけません。(収入の申告が必要です。) 会社にお勤めの人は、1年間の税金が毎月の給与から天引きされます。また、自営業の人は1年間の税金を4回で(税額の通知書を送付します)納めてください。

※海津市外へ転出(帰国)されるときは、必ず残りの税額を精算してください。

◆軽自動車税

毎年4月1日現在、軽自動車、バイクなどを所有している人は軽自動車税を納めなければいけません。毎年5月上旬に納税通知書が送付され、5月末日が納付期限になります。

※他人に軽自動車を譲る場合は、必ず名義変更の手続きをしてください。また、市外へ転出(帰国)する際は、必ず廃車手続きをしてください。

◆固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋や償却資産を所有している人に課税されます。

※どの税金も、納付期限を過ぎると延滞金がかかります。

◆納税相談について

病気や失業などの理由で納付期限までに納めることが出来ない場合は、税務課で相談を受け付けています。

問い合わせ 税務課 TEL 53-1116

7. 上・下水道について

上・下水道の使用開始、中止の届出は、本人か家族、あるいは代理の人が、手続きをしてください。上・下水道料金のお支払いは、市内の金融機関または市役所でお支払いください。

問い合わせ	上水道について	水道課	TEL 6 6 - 3 6 4 6
	下水道について	下水道課	TEL 6 6 - 3 8 3 9

※納税や上・下水道料金など使用料金のお支払いは口座振替を推進しています。
くわしくは担当課にお問い合わせください。

8. 犬を飼われる人

犬を飼われる人は市に登録をしなければなりません。また、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けなければいけません。市では毎年4月上旬に集合注射を実施していますので、ご利用ください。集合注射にお越しにならない場合は、獣医師でも受けることができます。

問い合わせ	環境衛生課	TEL 6 6 - 3 3 4 8
-------	-------	-------------------

毎日の生活

1. 病気のとき

○病院で受診するには、健康保険証を持って行きましょう。

○家の近くで何でも相談できる病院をさがしましょう。

○夜や日曜日、祝日に急に病気やけがをしたときは救急病院を利用しましょう。
(海津市には医師会病院があります。)

○急な病気や大きなけがをして、すぐに手当が必要なときは救急車を呼びましょう。119番に電話します。

2. ごみの出し方

海津市のごみ収集区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、ビニール・プラスチック類ごみ、空き缶、空きビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、粗大ごみなどになっています。ごみの分別は、「くらしのカレンダー」を確認してください。

ごみは、海津市指定の袋(市役所・市内の指定店で販売しています。)を使用し、決められた場所に収集日の朝8時までにだして出してください。収集日は、地区・ごみの種類によって異なりますので、「くらしのカレンダー」で確認してください。

※ごみの出し方の外国語版を市役所の窓口で配布しています。(英語・中国語・ポルトガル語)

※お住まいの住宅により、市の収集を利用していない場合がありますので、管理会社にお問い合わせください。

※「くらしのカレンダー」は市役所で1世帯に1部配布しています。

問い合わせ	環境衛生課	TEL 6 6 - 3 3 4 8
-------	-------	-------------------

3. 日本語を学びたいとき

◆下記の機関へお問い合わせください。

○大垣国際交流協会（大垣市） TEL：0584-82-2311
大垣市スイトピアセンター学習館（大垣駅から徒歩15分）

○養老国際交流協会（養老町） TEL：0584-32-0216
養老町国際学習会館（養老鉄道美濃高田駅から歩いて8分）

問い合わせ 企画政策課 TEL 53-3194

相談窓口

1. 生活の相談

○岐阜県西濃振興局（大垣市） TEL：0584-73-3520
対応言語・受付日時：ポルトガル語 月～金曜日 9:00～15:45

○岐阜県国際交流センター 県民ふれあい会館内（岐阜市） TEL：058-277-1013
対応言語・受付日時：英語・ポルトガル語・中国語 月～金曜日 9:00～16:00

○大垣国際交流協会 スイトピアセンター内（大垣市） TEL：0584-82-2311（内線255）
対応言語・受付日時：英語・中国語 火曜日以外の8:30～17:15
ポルトガル語 水・金曜日 9:00～15:00 日曜日 9:00～15:00

2. 仕事の相談

○ハローワーク大垣（大垣市） TEL：0584-73-9294
対応言語・受付日時：ポルトガル語 中国語 月曜日～金曜日 9:00～17:00

3. 労働・雇用条件の相談

○岐阜労働局労働基準部監督課 岐阜合同庁舎内 TEL：058-245-8102
対応言語・受付日時：ポルトガル語 火・水・木曜日 9:00～16:00

4. 医療の相談・外国語の話せる医師の紹介

○AMDA国際医療情報センター（東京） TEL：03-5285-8088
対応言語・受付日時：英語・中国語・韓国語・スペイン語・タイ語 月～金曜日 9:00～17:00
ポルトガル語 月・水・金曜日 9:00～17:00
フィリピン語 水曜日 13:00～17:00

5. 生活の相談・医療の相談

○JAPAN HELP LINE TEL：0120-46-1997
対応言語・受付日時：18ヶ国以上 毎日24時間

地震・台風や事故・犯罪・火事がおきたとき

地震・台風や火事などの災害はいつおきるかわかりません。毎日の生活の中で安全について家族と話し合って準備しておきましょう。

※日本は地震の多い国です。また、毎年7月から10月にかけて台風が日本に近づいてくることがあります。

1. 災害がおきたためのために

◆防災マップ：市役所の窓口にあります。近くの指定避難所を確認しましょう。

◆指定避難所：災害がおきたときは指定避難所に避難します。近くの小学校が主要避難所、中学校・公共施設が指定避難所になります。ここで水と食べ物をもらうことや、正しい情報を聞くことができます。

◆防災用品：3日分の水と食べ物（乳児がいる場合は粉ミルクも）、いつも飲んでいる薬、救急セット、パスポート、外国人登録証明書、健康保険証、預金・貯金通帳のコピー、現金、懐中電灯、携帯ラジオ、電池、着る物やタオル、靴などを準備します。

2. 災害がおきたときは

◆家族と連絡をとる：自分と家族の命を守るために連絡の方法を決めておきましょう。

◆正しい情報を聞く：ラジオ・テレビの放送、市役所からの情報を注意して聞きましょう。NHKラジオ第2のニュースなど外国語の放送もあります。

◆災害時伝言ダイヤル（171）：災害がおきたとき、家族や友人に日本中どこからでも伝言を送ったり、受けたりすることができます。

3. 緊急地震速報

大地震のとき、大きなゆれが来る少し前にテレビ・ラジオで地震がおきることを知らせます。緊急地震速報が出たら、机の下に隠れるなど、自分の身を守りましょう。

4. 事故や犯罪

◆交通事故や犯罪がおきたときは110番に電話します。

◆緑色の公衆電話を使って110番にかけるときは、緊急ボタンを押してから電話します。

◆直接、警察署や駐在所に電話されても結構です。

5. 火事や急病・大けが

○火事や急な病気、大けがをして困ったときは119番へ電話し、消防車または救急車を呼びましょう。

○119番に電話をかけると、係の人が「火事ですか？救急ですか？」と聞きますので、ゆっくり落ちついて「火事です。」または「救急です。」と答えたあと指示に従って、くわしく説明してください。